

2019年6月11日

BPO放送倫理・番組向上機構  
放送と人権等権利に関する委員会 御中

株式会社 TBSテレビ

情報制作局長 志賀 順

## 放送人権委員会決定後の取り組みについて

当社は2017年12月29日、この年の芸能ニュースをランキング形式で紹介する特別番組「新・情報 7days ニュースキャスター超豪華！芸能ニュースランキング2017決定版」を放送し、14位の項目の冒頭で、俳優の細川茂樹さんと事務所との「契約トラブル」について紹介しました。

この放送について、2018年1月10日、細川茂樹さんからBPO放送人権委員会に対し「名誉権等人権を侵害する報道が為された」とする申立てがあり、2019年3月11日、放送人権委員会より「放送倫理上の問題がある」との見解を受けました。この見解の中で放送人権委員会は、本件放送について「芸能人生命に関わる事案として法的措置にまで訴えていることからすれば、より慎重な考慮が必要であつたであろう」と厳しく指摘しています。

本件放送における表現・編集方法は、細川茂樹さんの名誉や名誉感情に対する配慮に欠けるものであり、細川さんにご迷惑をおかけする結果になりました。

以下、今回の決定を受けた当社の対応と取り組みについて報告いたします。

### 1. 委員会決定に伴う放送対応

放送人権委員会の決定を受け、当社では以下のような放送対応を行いました。

#### 1) 決定通知当日のニュース対応

放送人権委員会による決定通知当日（2019年3月11日）のニュース番組「Nスタ」および「NEWS 23」で、放送人権委員会決定の概要と当社の受け止めについてのコメントを放送しました。

(放送したコメント全文)

俳優の細川茂樹さんが、TBSの番組で名誉と信用を侵害されたとBPO＝放送倫理・番組向上機構に申し立てていた問題で、BPOは「放送倫理上の問題がある」とする見解を公表しました。

この番組は、おとし12月に放送された「新・情報 7days ニュースキャスター

超豪華！芸能ニュースランキング2017決定版」です。

番組では、細川さんが「パワハラを理由に所属事務所から契約解除を告げられた」などと放送しました。しかし、細川さんが、東京地裁へ仮処分を申請し、地位保全を認められていた事実には触れませんでした。

これについて、BPOは、TBSに悪意があったわけではないが「公平・公正性及び正確性を欠くことになった」として、「放送倫理上の問題がある」という見解を示しました。

発表を受けて、TBSは「見解を真摯に受け止め今後の番組づくりに生かして参ります」とコメントしています。

## 2) 「新・情報7days ニュースキャスター」での対応

2019年3月16日の「新・情報7days ニュースキャスター」（レギュラー番組）で、放送人権委員会決定の概要と当社の受け止めについてのコメントを放送しました。

(放送したコメント全文)

2017年12月29日、俳優の細川茂樹さんについてとりあげた、「新・情報7Days ニュースキャスター超豪華！芸能ニュースランキング2017決定版」について、BPO＝放送倫理番組向上機構の放送人権委員会は「放送倫理上、問題があった」という見解を発表しました。

番組では、細川さんが「パワハラを理由に所属事務所から契約解除を告げられた」など放送しました。しかし、細川さんが東京地裁へ仮処分を申請し、地位保全を認められていた事実には触れませんでした。

BPOは今週月曜、TBSに悪意があったわけではないが、「公平・公正性及び正確性を欠くことになった」として、「放送倫理上の問題がある」という「見解」を示し、再発防止に努めるよう求めました。

番組ではBPOの見解を真摯に受け止め、今後の番組作りに生かしてまいります。細川茂樹さんや関係者の皆様にご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。

## 3) 「新・情報7days ニュースキャスター」ホームページでの告知

当該番組「新・情報7days ニュースキャスター」の公式ホームページでも上記と同様の内容の告知を2019年3月16日の放送直後から3月22日23時30分まで1週間掲載しました。

## 2. 委員会決定の社内周知

放送人権委員会の決定を受け、社内周知と問題点の共有を以下のように行いました。

### 1) 「情報制作局特別セミナー」の実施

放送人権委員会の決定を情報制作局の制作現場に周知徹底するため、情報考査部による「情報制作局特別セミナー」を、2019年5月14日、同17日、同21日の3日間、計4回にわたって実施しました。セミナーの対象は情報制作局で番組制作に携わる社員を中心とした約100人で、「新・情報7days ニュースキャスター」年末特番の当該部分を視聴した上で問題点の共有を図り、特に放送人権委員会から受けた下記3点の指摘をもとに議論を行いました。

- ・「細川さんの主張が認められた東京地裁の仮処分決定に言及しなかったことで、公平・公正性及び正確性を欠くことになった」
- ・「タイムラグのある事象を取り上げる際は、一度沈静化したものを再燃させる可能性を十分に持っている。そういう時にはより慎重に対応して番組を作っていたきたい」
- ・「『誰に何を言われようと、やんちゃに生きていきますね』という細川さんの過去のイベントでの発言（やんちゃ発言）を使ったことが、本件放送の文脈からは、パワハラが実際に存在したという印象を強める効果を持っている」

その上で、おもに下記の反省点を確認しました。

1. 紛争関係にある案件を扱う際、裁判所の決定は、公平性・公正性を担保するために不可欠な要素であり、放送時間の制限があったとしても最優先で入れるべきであった。
2. 過去の事象を扱う際は、情報考査部長も交え問題点を共有した上で、必要な追加取材を行い、経緯を十分理解したうえで制作にあたるべきであった。
3. 過去のインタビュー素材を使用する際は、その音声が今回の放送の文脈の中でどのような効果をもたらすのかを踏まえた上で使うべきであった。構成にあたっては視聴者に一方的な印象を与えないよう十分な配慮が必要だった。

## 2) 放送倫理委員会における報告と議論

放送人権委員会の決定が出された翌月の4月5日、放送番組の制作・取材における倫理上の問題や人権にかかわる諸問題を検討する社内の「放送倫理委員会」で、報告と議論を行いました。放送人権委員会の決定についての説明がなされ、再発防止に向けた取り組みなどが報告された後、出席者が議論を行い、放送人権委員会の決定を全社的に共有し、同様の事案の再発防止を図っていくことを確認しました。

## 3) コンプライアンス室主催のセミナーを開催

2019年4月10日、コンプライアンス室主催のセミナーを開催し、放送人権委員会の今回の決定についてコンプライアンス室のBPO担当者から詳細な説明をした上で、BPOの成り立ちや放送人権委員会の審理対象となった過去の事例について学びました。このセミナーには情報・報道系各番組のプロデューサーをはじめ、TBSテレビ全社から約50人の社員が参加しました。

### 3. 再発防止策

TBSテレビ情報制作局は今回のような事案の再発を防ぐため、下記の事項を確認しました。

1. 紛争関係にある案件を扱う際は、公平性・公正性を担保するため、一方の当事者の言い分だけに偏らないよう配慮し、判決や仮処分等、裁判所の決定については、最優先で扱うよう考慮する。このような紛争にかかわるケースを扱う際は、情報考査部長が最終チェックを行う。
2. 特別番組等で、過去の事案を扱う際には、情報考査部長も情報を共有した上、必要な追加取材と確認作業を行い、事案の経緯と現状を十分理解したうえで制作にあたる。
3. 過去のインタビュー素材を使用する際は、番組プロデューサーによる確認のもと、取材当時と現在における状況の変化を踏まえ、その音声や文脈上どんな効果をもたらすのかを十分に考慮した上で使う。その際、構成によって視聴者に誤解を与えないよう十分に配慮する。

### 4. 放送人権委員会との「研修・意見交換会」の実施

2019年5月29日、放送人権委員会より奥武則委員長、曾我部真裕委員長代行、廣田智子委員をお招きして「研修・意見交換会」をTBS放送センターにて開催しました。「研修・意見交換会」には当該番組を制作した情報制作局からおよそ100人あまりが出席しました。この会にはTBSテレビ情報制作局から情報制作局長、情報考査部長のほか、情報一部、情報二部、情報三部の各部長も参加しました。

最初に奥委員長から「BPOは何のためにあるのか」「人権と放送倫理」「テレビ局と被取材者と視聴者との関係性」等について説明を頂いたあと、曾我部委員長代行、廣田委員から、当該放送において仮処分についての言及がなかった点や過去のインタビュー素材の使用にあたって適正な配慮に欠けていた点等について解説とご指摘を受けました。

その後、放送人権委員と参加者との間で意見交換が行われました。

放送人権委員側からは「仮処分を重要なものと思わなかったかもしれないが、紛争があって裁判決定があれば、それは言及すべきである」「過去のやんちゃ発言は、パワハラの問題で使えば、疑惑を強める効果がある」等の指摘を受けました。

また、番組を制作していくうえで、名誉棄損の判断の仕方とは「法律的には、番組が言ったことを受け手がどうみただけで決めるのであり、テレビ局側の都合・問題ではない」こと、そして放送倫理について「倫理とは抽象的である。本などに規定されていたり、マニュアルがあったりするわけでない。自分の頭の中で考えていくことでしか放送倫理は育まれない。自分の想像力を磨く、人間を磨くということをしてはいけない」ということ、また、良い番組を制作していくうえで「制作者は問題点の指摘や制約を逆手にとってより良いものにしていく姿勢が大事。チェックする人に目を光

らせてもらいたい」とのご意見を頂きました。

「番組側の主張で制作すると、取材対象者への配慮が抜けてしまう。問題点を想像できる能力を日頃の研鑽から育んでいくことで、瞬時の判断を迫られた際でも間違わないようになれる」と番組制作者に寄り添ったアドバイスも頂きました。

一方、TBS側の参加者からは「情報番組では法律的な用語を使うときには、丁寧にかみ砕いて説明する必要がある、短い言葉ではなかなか視聴者に伝わりにくいというふうに発想してしまう。今回、仮処分について触れずに『細川さんはパワハラはなかったと主張している』という一文を入れていた場合、BPOの見解はどうなっていたと思うか」「やんちゃ発言は、（「『男のやんちゃ買い』推進委員会」という）イベントに沿った発言であり、それを使うことには問題があったが、例えば密着番組でのインタビューで本音として出てきたコメントを、（ほかの問題と）ドッキングさせて使用する場合はどうなるのか」といった質問や意見が出されました。

今回の研修会は、放送人権委員会の決定をただ表面的に受け取るのではなく、その真意を深く理解する有意義な機会であり、個々人が深く思索する場、或いはそのきっかけをつかむ場となりました。

## 5. 総括

2017年末の放送からおよそ一年半。番組ではこの間「私たちは何を間違えたのか、どんな意識が足りなかったのか」を何度も会議で話し合いました。細川さんを貶める意思はなかったものの、重要な事を見逃してしまったスタッフの意識の欠落を今後どうやって防いでいくのか。今回の事態を招いた背景には、「短いVTRだから簡単にまとめた」という番組制作上の都合を優先し、当事者の事情をないがしろにしてしまう慢心があったのではないかと。こうした慢心を生まないためにも、常に細心の配慮が必要であることを強く認識しました。まさに今回の「研修・意見交換会」で放送人権委員会からお話し頂いた「放送倫理にマニュアルはなく、自分の頭で考え想像力を育み、常に自分に問いかけていくこと」を肝に銘じて制作にあたる所存です。

制作した時点に戻ることが出来るなら、正しく制作し直したいと強く願いますが、それはできません。毎日の制作体制のなかで二度と同じ間違いが起きぬよう、自らを律し、意識を高めていきます。

廣田委員から「全体としてはいい番組で、ミスがもったいない」というお言葉を頂きました。私たちはいい番組を作りたいと日々努力を重ねていますが、今回のようなミスで関係者の感情を傷つけてしまうこと、また視聴者からの信頼を失いかねないことも学びました。緩んだ心が生まれぬよう、日々高い意識を持ち続けていきたいと考えます。

放送人権委員会の決定は次のように締めくくられています。「TBSも、本件放送に関しては『言葉足らず』であったと反省を示しているが、その背景には何があるのか、検証が求められる。TBSには、本決定の趣旨を真摯に受け止め、本決定で指摘した諸問題について、掘り下げた検証を自ら行い、今後の番組制作に活かしてもらいたい」

今回の放送を教訓に、スタッフ全員が放送倫理について真摯に向き合い番組制作にあたっていきます。

「当事者が言いたくないことを取材することもニュース報道ではある。“倫理”は常に自分自身の頭で考えて判断していくしかなく、自分の想像力を磨き人間を磨くこ

とを絶えずしないといけない」という、「研修・意見交換会」での奥委員長の指摘を私たちは重く受け止めました。そうした自己研鑽の上にこそ私たちが目標とする、視聴者から信頼され、愛される番組は成立するのだと思います。

今回の放送の反省を礎として、今後日々努力していく所存です。